

3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として市民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時の対応)

第7条 甲は、環境省が発表する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報と熱中症警戒情報の伝達を受けるものとする。

2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。

3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

(変更の協議)

第8条 甲は、対象施設の営業時間若しくは開館時間の変更又は増改築等に伴い、本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

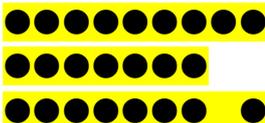
第9条 この協定の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲  ⑩

乙 洲本市本町三丁目4番10号
洲本市
代表者 洲本市長 ⑩